

広島県告示第五百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

令和六年五月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	旧		
フアーマシー薬局 西条	山陽堂薬局	東広島市西条町吉行二二 一九番地一	令和六年四月一日
広島県厚生農業協 同組合連合会 広 島総合病院（医 科）	広島厚生農業協同 組合連合会 廣島 総合病院（医科）	廿日市市地御前一丁目三 番三号	令和六年四月一日
広島県厚生農業協 同組合連合会 広 島総合病院（歯 科）	広島厚生農業協同 組合連合会 廣島 総合病院（歯科）	廿日市市地御前一丁目三 番三号	令和六年四月一日